## 原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議(第3回) 議事概要

日 時:平成26年10月20日(月)10:30~10:50

場 所:中央合同庁舎8号館特別中会議室

出席者:世耕内閣官房副長官、岩井内閣府大臣政務官兼経済産業大臣政務官(高 木内閣府副大臣兼経済産業副大臣代理)、城内外務副大臣、藤井文部科 学副大臣、小里環境副大臣

## 〇世耕内閣官房副長官より挨拶

・ 今回の会議では、原子力損害の補完的な補償に関する条約(CSC)に関連して国会に提出する法案の内容等について、関係省から説明いただいたのち、国会に提出するにあたって内容が妥当か、議論することとしたい。

## 〇城内外務副大臣より資料1、2に沿って説明

- ・ 第一に、CSC は国際的な原子力損害賠償制度の構築を目的としており、我が国の締結により発効することから、我が国としてCSCを早期に締結し、近隣諸国等にも締結を働きかけ、アジア地域等における国際的な原子力損害賠償制度の構築に努めていきたいと考えている。
- ・ 第二に、CSC では、裁判管轄権の事故発生国への集中、事業者への無過失 での責任集中等が規定されており、CSC の締結、発効により、原子力損害賠 償に係るこれらの国際的な共通ルールが適用されるとともに、拠出金制度に より賠償資金が充実し、被害者の迅速かつ公平な救済・賠償の充実が図られ る。
  - 第三に、国際ルールを適用することにより、法的予見性の向上がはかられ、 関連企業の活動環境をさらに整備することができる。
  - ・ また、個別の論点としては、原子力事業者への責任集中と無過失責任は、3 系統ある原子力損害賠償条約に共通する国際的なスタンダードであり、我が 国の原子力損害賠償制度と整合する。

- ・ 拠出金の負担について、事故を起こした場合の拠出金の受取り手が原子力 事業者であること等を考慮して、原子力事業者から拠出金に充てるための負 担金を徴収する予定と承知。
- ・ CSC の締結により、原子力事故が発生した国に裁判管轄権が集中されるが、これは、被害者の迅速な救済に資する。また、本条約に基づき、内外無差別で公平な賠償が確保されることになる。
- また、CSC は発効前の原子力事故には遡及適用されない。
- ・ なお、CSC の締結に際し、現行の関連国内法令を踏まえ、我が国の領海内 等において生じた、輸送中の原子力事故について、我が国の原子力事業者 が責任を負うようにするため等の留保を付す予定。
- これら以外の論点についても、関係省庁の間でしっかり検討の上、適切な対応を行っている。

## 〇藤井文部科学副大臣より資料3に沿って説明

- CSC を担保するため、2つの法案について作業を進めている。
- ・「原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案」は、CSCに定める拠出金に関する制度を我が国においても整備するため、拠出金を配分する仕組みとともに、拠出金の負担者を定めている。
- ・ 具体的には、拠出金の配分に関しては、原子力損害の賠償に必要な資金の 一部を国が補助する形で拠出金を原子力事業者に交付することとしている。 また、原子力事業者は、拠出金制度の受益者であること、原子力損害を生じ させた原因者でもあることを考慮して、我が国が負担する拠出金に要する費 用に充てるため、原子力事業者から、負担金を徴収することとしている。
- ・「原子力損賠の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案」は、我が国の賠償制度を CSC 上の制度と適合させるための改正を行うもの。

- ・ 我が国の原子力損害賠償に関する制度は、原子力事業者の無限責任、無 過失責任や責任集中などの基本的な点においてCSCに適合しており、今回 の改正は、その他の事項について整備を行うこととしている。
- ・ 具体的には、①原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じた原子力 損害を賠償する責任に関する特約については、書面によらなければならない ことを明確化すること、②原子力事業者と原子力損害の原因を生じさせた第 三者との間の求償関係については、両者の間で書面による特約で定めるか、 原子力損害が自然人の故意により生じた場合に求償権が生じるものとするこ と。これにより、原子力損害賠償に関する主な国際条約であるパリ条約やウィ 一ン条約においても共通する国際的なスタンダードに合わせることとなる。③ 核燃料物質等の運搬中は、民間の原子力損害賠償責任保険契約及び政府 の原子力損害賠償補償契約の解除はできないものとし、確実に損害賠償措 置が講じられるようにすること、などの内容である。

## 〇構成員からの意見

#### (岩井内閣府大臣政務官兼経済産業大臣政務官)

- 福島の廃炉・汚染水対策を加速するためにも、CSC の早期締結・発効により、ポテンシャルを有する米国企業等の参加しやすい環境を一日も早く整備することが重要。
- ・ CSC の締結は、我が国原賠制度の基本理念、すなわち、被害者救済に万全を期すとともに、原子力事業者が適切な見通しを持つことにより電力の安定供給を確保するという理念を再確認するものであり、今後、予定される原賠制度全般の見直し作業においても、このような原賠制度の基本理念を十分に踏まえつつ、検討を進められることが重要。

#### (小里環境副大臣)

 環境省では、福島をはじめとする被災地における除染等の措置等を進めており、 CSC 及び関連法案について、現行枠組みと同様に原子力事業者による無過失 責任・責任集中が適用され、被害者の迅速な救済、事故時の賠償の拡充に資 するものであることを確認した。 • さらに、CSC 及び関連法案が、現在進行中の福島の除染や賠償に影響を及ぼすものではなく、現在の制度とも整合性が取れた内容になっていると考えている。

# 〇世耕内閣官房副長官より閉会挨拶

- ・今回の議論を踏まえて、CSC 及び関連法案については、CSC 締結の意義は、 国際的な原子力損害賠償制度の構築、被害者の迅速かつ公平な救済、法的 予見性の向上であること、特に法的予見性の向上に関して、福島第一原発の 廃炉・汚染水対策を加速する観点からも CSC 締結・発効が重要であること、CS Cは発効前の原子力事故には遡及適用されず、現在進行中の福島の賠償に影響を及ぼすものではないこと、CSCの定める無過失責任や責任集中などの基本的原則は、3系統ある原子力損害賠償条約に共通な国際的スタンダードであり、また、我が国の原子力損害賠償に関する制度は、原子力事業者の無過失 責任や責任集中などの基本的な点においてCSCに整合していること、また、そのため、CSC を締結しても、我が国の原賠制度が無限責任であることは変わらないこと、拠出金については、事故を起こした場合の拠出金の受け取り者であり、原子力損害の原因者である原子力事業者から、その負担金を徴収すべきと考えられること、裁判管轄権の集中など、その他の条約上の論点についても対応につき説明があり、了承できることが確認できた。
- ・ 以上を踏まえると、CSC及び関連法案については、本副大臣等会議として臨時 国会に提出することについて了承して差支えないと考えるが、よろしいか。

## 【異議なし、との声】

・ それでは、CSC 及び関連法案について、本副大臣等会議として臨時国会に提出することを了承し、外務省、文部科学省におかれては、国会に提出するために必要な作業について、引き続き進めていただきたい。

以上